

育児・介護休業手当金の 給付上限相当額変更の

お知らせ

育児休業手当金及び介護休業手当金の算定の基礎となる給付日額には、上限額が設けられており、これを給付上限相当額といいます。

この給付上限相当額が8月1日より変更となりました。

給付名	給付割合	給付上限相当額
育児休業 手当金	67/100 (休業期間が 180日まで)	13,722円 (7月までは13,896円)
	50/100 (休業期間が 181日以降)	10,240円 (7月までは10,370円)
介護休業 手当金	67/100	15,102円 (7月までは15,294円)